

推進分野－1：

社会連帯を通じた平和、人権、社会貢献への取り組みと次世代への継承

志を同じくする仲間の思いと力を、幅広く国民的課題や地域の課題に対して発揮していくとともに、戦争や大規模災害などの実相を風化させず継承していく。また、社会貢献活動への参加体験を通じ仲間の思いを結集し、運動の力を高めていく。

1. 支え合い助け合い運動の推進

- (1) 「ゆにふぁん運動」の評価と振り返りを行うとともに、さらなる浸透・拡充に向けて、組合員、地域住民、NPO・NGOなどとのつながりの深化に取り組む。
- (2) 「連合・愛のカンパ」について、構成組織・地方連合会と連携し支援団体の精査に努めるとともに、「ゆにふぁん」との有機的連携を行うことなどにより支援団体のフォローアップ活動に取り組む。

2. 平和運動の推進

- (1) 戦争の実相を将来に継承する取り組みを進めるとともに、平和4行動においては現地参加による体験者の拡大と参画意識の醸成に取り組む。
- (2) 連合平和4行動の運動課題である、①在日米軍基地の整理・縮小と日米地位協定の抜本的見直し、②核兵器廃絶と被爆者支援、③北方領土返還と日ロ平和条約の締結、の着実な前進に向けて関係団体と連携した取り組みを強化する。
- (3) 世界平和のため国際労働組合総連合（I T U C）や平和首長会議などとの連携による運動を展開する。
- (4) 次期核兵器不拡散条約（N P T）再検討会議に向けて、原水禁、K A K K I N と連携をはかり、核兵器廃絶に向けた取り組みを推進する。
- (5) 竹島学習を推進し、固有の領土である竹島返還運動を強化する。平和行動 i n 根室の集会において、連合中国ブロックと協力し竹島問題の P R および正しい認識と重要性について訴える。

3. 多様化する人権に関わる課題への対応

- (1) 多様化する今日的な人権に関わる諸課題について、関係各局による連携した運動の展開を通じ、問題意識の喚起や法整備などの対応をはかる。
- (2) 人権侵害救済法（仮称）の制定、就職差別撤廃、北朝鮮による日本人拉致問題などの継続課題について、関係団体と連携した取り組みを推進する。
- (3) 就職差別撤廃や就職差別・SNSでの誹謗中傷問題など「部落解放・人権政策島根県実行委員会」と連携し対応していく。

4. 自然災害への取り組み強化と事業継続計画（BCP）の策定

- (1) 自然災害からの復興・再生に向けた取り組みを継続する。
- (2) 地域での防災・減災対策、災害時要援護者や女性、子ども、外国人など災害弱者対策の強化・充実に取り組む。また、環境変化に応じたボランティア活動など支援のあり方について検討を進める。
- (3) 連合本部・事業継続計画（BCP）策定・更新と運用サイクル（教育・訓練など）の実践、地方連合会とのさらなる連携を行い、必要に応じて構成組織とのノウハウの共有をはかる。
- (4) 県内での自然災害発生の際に、連合のスケールメリットを活かしたボランティ

ア支援などの連帯活動を組織的に実践するため策定した、連合島根「ボランティア基本計画」に基づきボランティア派遣など積極的な対応を図る。また、連合本部及び中国ブロックからの災害復旧支援ボランティア要請等に積極的に対応する。また、山陰地方における風水害、太平洋地域における南海トラフ地震を想定し、連合島根・鳥取・徳島・高知の4地方連合会で別途締結した相互支援協定に基づき必要な支援体制等の整備を進める。

- (5) 日本ボランティアコーディネーター協会の提供する検定プログラムを基に、地域社会でボランティアに積極的に関わる人材を育成していく。